



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 公安委員会規則
 - *12 高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則
 - *13 特定任意高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 1330 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 1331 生活保護法による指定施術機関の変更 (")
 - 1332 " (")
 - 1333 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
 - 1334 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 1335 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 1336 救急病院の認定 (医務課)
 - 1337 救急診療所の認定 (")
 - 1338 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
 - 1339 " (")
 - 1340 大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要 (")
- 公告
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 監査公表
 - 監査公表第36号
 - 監査公表第37号

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月4日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「普通自動車を運転することができる

運転免許(仮運転免許を除く。)及び普通自動二輪車を運転することができる運転免許」を「講習における指導に用いる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)」に改め、同項第3号イ中「第117条の4第7号」を「第117条の4第8号」に改め、同号ウ中「第211条」を「第211条第1項」に改め、同項第4号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア)普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、法第99条の3第4項に規定する教習所指導員資格者証(普通自動車運転免許に係るものに限る。)の交付を受けている者又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「研修課程」という。)(普通自動車運転免許に係るものに限る。)を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ)二輪車を用いた講習を指導する指導員については、法第99条の3第4項に規定する教習所指導員資格者証(大型自動二輪車運転免許又は普通自動二輪車運転免許に係るものに限る。)の交付を受けている者又は研修課程(大型自動二輪車運転免許又は普通自動二輪車運転免許に係るものに限る。)を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

第9条第2項中「施行規則第38条第16項」を「道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第13号

特定任意高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月4日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

特定任意高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意高齢者講習の実施に関する規則(平成14年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「通常」を「シニア運転者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西歯 30-58	須川歯科医院	西牟婁郡白浜町1095-10	平成 19.10.4

和歌山県告示第1331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	変 更 事 項 (所在地)	変 更 年月日

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	成樹園デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町富田1703	通所介護・介護予防通所介護	平成 19.9.30

和歌山県告示第1334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
医療法人玄竜会	田辺市たきない町6-11	デイサービスセンター自彊館	田辺市神島台7-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 19.11.1
医療法人玄竜会	田辺市たきない町6-11	ケアセンターこみの	田辺市神島台7-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.11.1
医療法人玄竜会	田辺市たきない町6-11	居宅介護支援事業所自彊館	田辺市神島台7-1	居宅介護支援事業	平成 19.11.1
株式会社ライフサポートゆにおん	田辺市新庄町110-1	ケアサポート・ゆにおん	田辺市新庄町110-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.10.1
社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市湊1663-1	介護予防訪問看護	平成 19.11.1

		旧	新	
田柔 19-6	出合接骨院	田辺市芳養町4170-1	田辺市芳養松原2丁目2番32号	平成 19.11.5

和歌山県告示第1332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	変 更 事 項 (所在地)		変 更 年月日
		旧	新	
田柔 21-10	坂井鍼灸整骨院	田辺市芳養町4198-1	田辺市芳養松原2丁目7番40号	平成 19.11.5

和歌山県告示第1333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田3	成樹園デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町富田699-1	通所介護・介護予防通所介護	平成19.10.1
---------------	------------	---------------	----------------	---------------	-----------

和歌山県告示第1335号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3021000017	ピア・サラ	橋本市野5-1	共同生活介護	知的障害者精神障害者	社会福祉法人 筭憩会	橋本市野5-1	平成19.12.1	平成25.11.30

和歌山県告示第1336号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 誠佑記念病院
- 2 所在地 和歌山市西田井391
- 3 有効期限 平成22年11月3日

より公告し、縦覧に供する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グルメシティ田辺ショッピングセンター
和歌山県田辺市宝来町24-26
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社プラス 代表取締役 野田正史
和歌山県田辺市宝来町17番12号

和歌山県告示第1337号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人一穂会武用整形外科
- 2 所在地 和歌山市鳴神1005
- 3 有効期限 平成22年11月13日

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) サカエ田辺ショッピングセンター
(変更後) グルメシティ田辺ショッピングセンター
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

No.	小売業者の名称	代表者名	住所
1	株式会社サカエ	代表取締役 河田幸晴	大阪市中央区平野町二丁目2番7号
2	メガネの田中チエーン株式会社	代表取締役 田中登志子	広島県広島市中区袋町1-23-102
3	有限会社きりんや	代表取締役 楠本正明	和歌山県田辺市本町92
4	株式会社サカエキリン堂	代表取締役 寺西忠幸	大阪府吹田市江坂町1-22-26
5	有限会社福助堂	代表取締役 富子 溝端	和歌山県田辺市湊984
6	株式会社フジデン	代表取締役 藤井壮志	兵庫県尼崎市潮江一丁目20番1号
7	株式会社田辺陶苑	代表取締役 榎本良子	和歌山県田辺市あけぼの37番11号
8	有限会社ファッシュンプレ	代表取締役 養明弘	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2037-2
9	有限会社岩本書店	代表取締役 岩本正雄	和歌山県田辺市北新町11

和歌山県告示第1338号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定に

(変更後)

No.	小売業者の名称	代表者名	住 所
1	株式会社グルメシティ近畿	代表取締役 高月 春美	大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号
2	メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 田中 登志子	広島県広島市中区袋町1-23-102
3	有限会社きりんや	代表取締役 楠本 正明	和歌山県田辺市本町92
4	株式会社サカエキリン堂	代表取締役 寺西 忠幸	大阪府吹田市江坂町1-22-26
5	三万五千石	溝端 富子	和歌山県田辺市湊984
6	株式会社フジデン	代表取締役 藤井 壮志	兵庫県尼崎市潮江一丁目20番1号
7	株式会社田辺陶苑	代表取締役 榎本 良子	和歌山県田辺市あけぼの37番11号
8	有限会社岩本書店	代表取締役 岩本 正雄	和歌山県田辺市北新町11
9	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14

4 変更年月日

(1) 上記3の(1)の大規模小売店舗の名称 平成18年3月1日

(2) 上記3の(2)のうち、(変更前)の

①No.1の小売業者の名称及び住所 平成18年3月1日

②No.1の小売業者の代表者 平成19年3月12日

③No.5の小売業者の名称 平成19年3月1日

④No.8の小売業者の退店 平成18年2月15日

(3) 上記3の(2)のうち、(変更後)の

No.9の小売業者の入店 平成18年3月11日

5 変更した理由

上記4の(1)及び(2)①、②は、商号及び本店所在地の変更並びに代表者が変更したため。

上記4の(2)③は、小売業者の名称変更のため。

上記4の(2)④は、退店したため。

上記4の(3)は、入店したため。

6 届出年月日

平成19年11月19日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)

西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年12月4日～平成20年4月4日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1339号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白浜ショッピングセンター

和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

No.	小売業者の名称	代表者名	住 所
1	株式会社サカエ	代表取締役 河田 幸晴	大阪市中央区平野町二丁目2番7号
2	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14

(変更後)

No.	小売業者の名称	代表者名	住 所
1	株式会社グルメシティ近畿	代表取締役 高月 春美	大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号
2	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14

4 変更年月日

(1) 小売業者の名称及び住所 平成18年3月1日

(2) 小売業者の代表者 平成19年3月12日

5 変更した理由

商号及び本店所在地の変更並びに代表者が変更したため。

6 届出年月日

平成19年11月19日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

白浜町観光課(和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地)

西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年12月4日～平成20年4月4日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1340号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ有田パワフル館
和歌山県有田市糸我町中番22番地 他

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

有田市経済建設部産業振興課(和歌山県有田市箕島50番地)

有田振興局産業振興部産業総務課(和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年12月4日～平成20年1月4日

時間帯 午前9時30分～午後5時

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	橋本市小原田字佃559-3、561-2、561-3、563-6、559-4、568-6、568-8、568-9、568-1、566-2、567-1、567-4、567-5、571-4、東家字東畑771-4
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男

監 査 公 表

和歌山県監査公表第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年10月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月4日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県就農支援センター	平成19年10月26日
和歌山県立箕島高等学校	"
和歌山県立有田中央高等学校	"
和歌山県立耐久高等学校	"
和歌山県立日高高等学校	"
和歌山県立紀央館高等学校	"
和歌山県立南部高等学校	"
和歌山県立たちばな養護学校	"
和歌山県立みはま養護学校	"
和歌山県有田警察署	"
和歌山県御坊警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成19年10月30日、31日及び同年11月8日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月4日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
有田振興局総務室	平成19年10月30日
有田振興局健康福祉部	"
有田振興局産業振興部	"
有田振興局建設部	"
紀中県税事務所	"
和歌山県農林水産総合技術センター	"
和歌山県湯浅警察署	"

日高振興局総務室	平成19年10月31日
日高振興局健康福祉部	"
日高振興局産業振興部	"
日高振興局建設部	"
クリーン興産・南海ビルサービス企業 体	"
和歌山県東京事務所	平成19年11月8日

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

有田振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約320万円の未収金となり、前年度末に比し約18万4千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約1,018万円となっており、前年度末に比し約236万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

有田振興局建設部

土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成18年度末で約659万円となっており、前年度に比し約53万円減少している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

紀中県税事務所

県税の収入確保について、平成18年度末における収入未済額（個人県民税を除く。）は、約1億1,630万円と前年度に比し約950万円の増加となっている。

また、個人県民税については、悪質な案件を地方税法（昭和25年法律第226号）第48条に基づく徴収引継ぎを関係市町から受けるなど、努力の結果、徴収率が、前年度に比し1%改善されている。

しかしながら、本年度は税源移譲により、約8割の税額増加が見込まれるため、未収額も増加することが予測される。

今後とも、継続的な交渉、資産調査等の徹底により、滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な滞納整理を実行し、収入未済額の縮減に一層努力され、厳正な債権管理に努められたい。

日高振興局建設部

土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成18年度末で約988万円となっており、前年度に比し約107万円増加している。

県営住宅委託管理人とも連携し未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。